

参 考 资 料

子どもの読書活動の推進に関する法律

平成13年12月12日

法律第154号

（目的）

第1条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

（基本理念）

第2条 子ども（おおむね18歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

（国の責務）

第3条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第4条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（事業者の協力）

第5条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

（保護者の役割）

第6条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

（関係機関等との連携強化）

第7条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第8条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

- 2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。
- 3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第9条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

- 2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。
- 4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第10条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

- 2 子ども読書の日は、4月23日とする。
- 3 国及び地方公共団体は、子どもの読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第11条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

○ 衆議院文部科学委員会における附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の事項について配慮すべきである。

- 1 本法は、子どもの自主的な読書活動が推進されるよう必要な施策を講じて環境を整備していくものであり、行政が不当に干渉することのないようにすること。
- 2 民意を反映し、子ども読書活動推進基本計画を速やかに策定し、子どもの読書活動の推進に関する施策の確立とその具体化に努めること。
- 3 子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、本と親しみ、本を楽しむことができる環境づくりのため、学校図書館、公共図書館等の整備充実に努めること。
- 4 学校図書館、公共図書館等が図書を購入するに当たっては、その自主性を尊重すること。
- 5 子どもの健やかな成長に資する書籍等については、事業者がそれぞれの自主的判断に基づき提供に努めるようにすること。
- 6 国及び地方公共団体が実施する子ども読書の日の趣旨にふさわしい事業への子どもの参加については、その自主性を尊重すること。

子どもの読書活動に関するアンケート調査結果

1. 調査の目的

子どもの読書活動が現在どのような状況であるか、その実態を把握し、函南町の子ども読書活動の推進計画策定の資料とするため。

2. 調査方法及び対象

町内の保育園・幼稚園・小学校(2・4・6年生)・中学校のそれぞれ学年ごとに1クラスを抽出し、アンケートを実施した。

なお、保育園・幼稚園は保護者、小学校・中学校は児童・生徒に実施した。

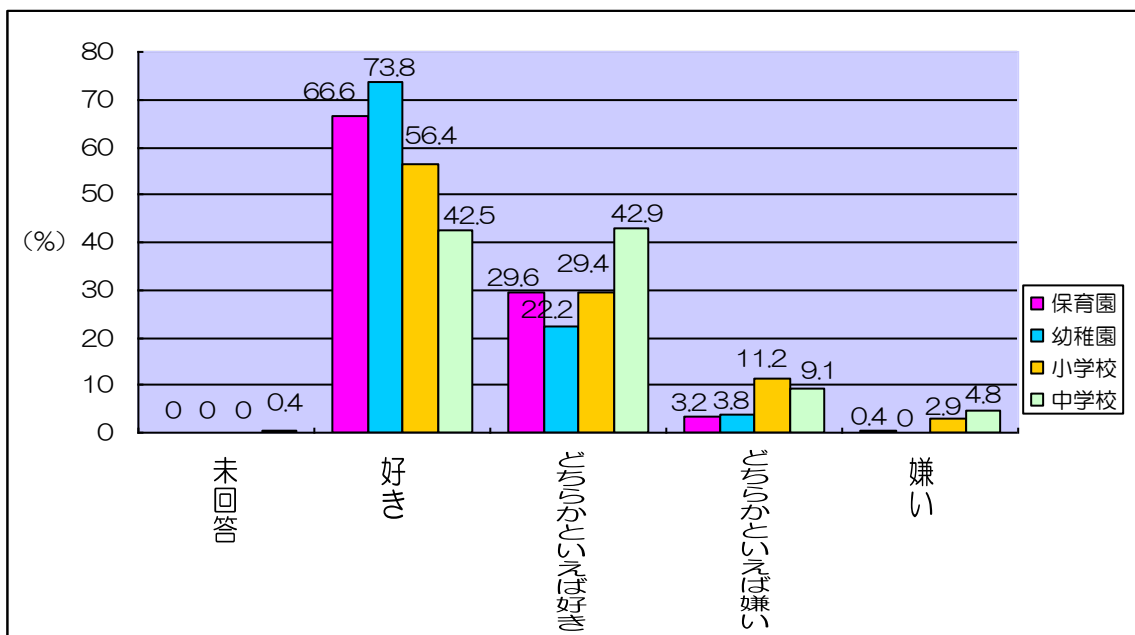
	配布数(人)	回収数(人)	回収率(%)
保育園	289	216	74
幼稚園	193	180	93
小学校	447	445	99
中学校	207	207	100
合計	1,136	1,048	92

3. 実施期間

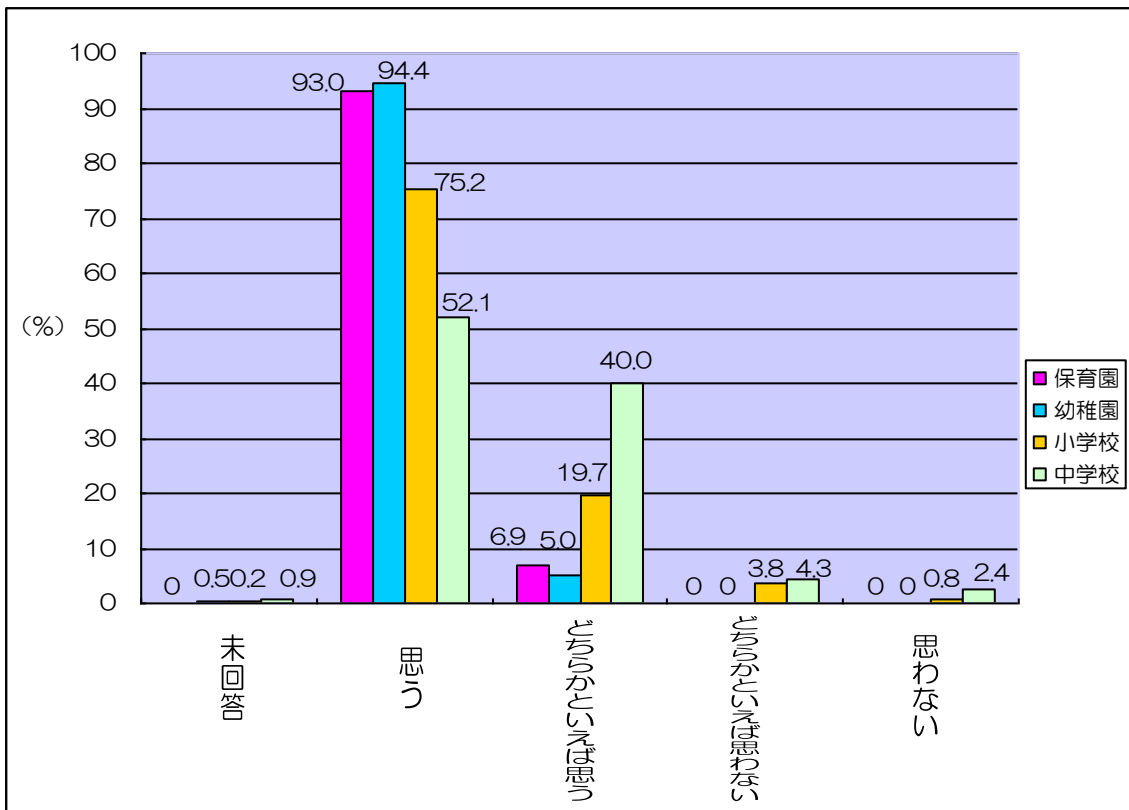
平成20年10月6日(月)～17日(金)の間で配布と回収

4. 調査結果

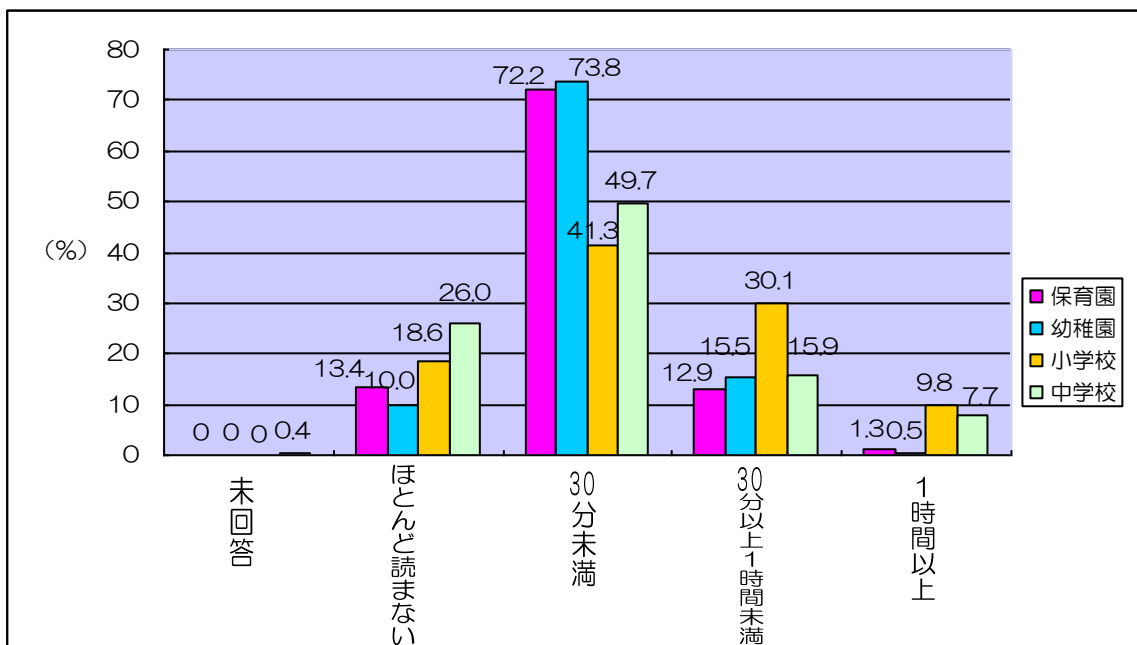
- 問1 (保・幼) 本を読むこと、または読み聞かせは好きですか？
(小・中) 本を読むことは好きですか？



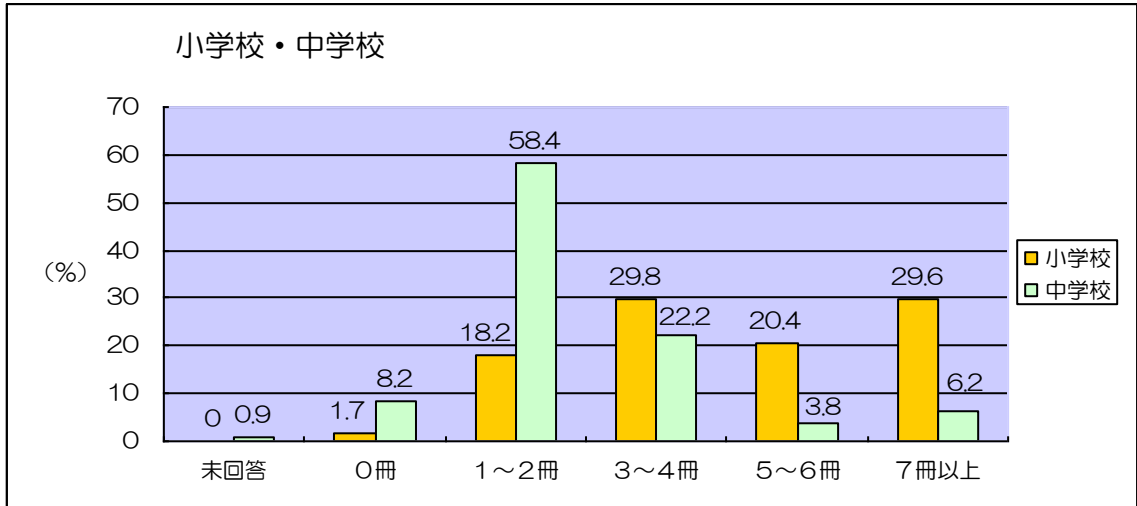
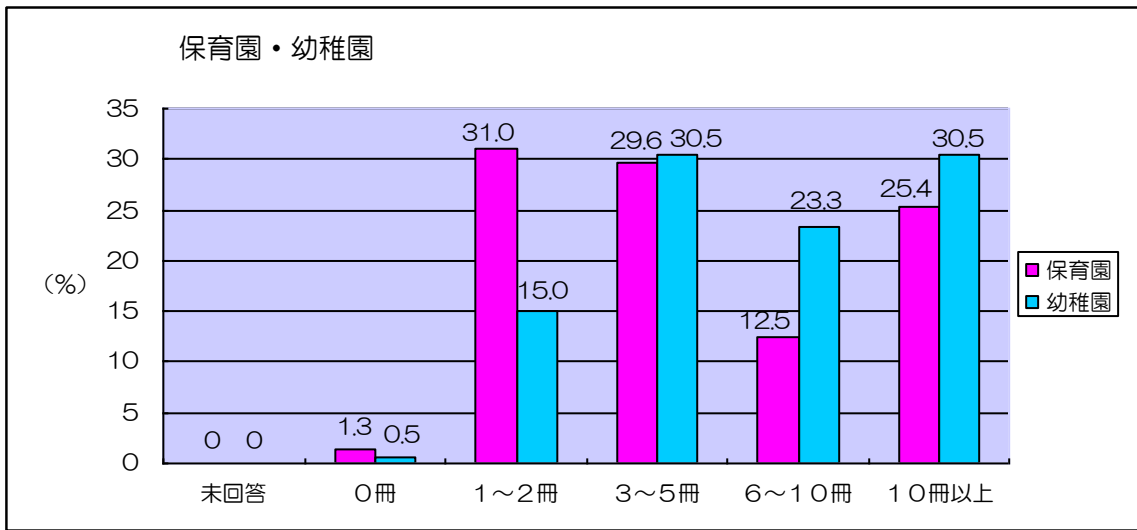
問2 (保・幼) 本を読むこと、または読み聞かせをすることは大切だと思いますか？
 (小・中) 本を読むことは大切だと思いますか？



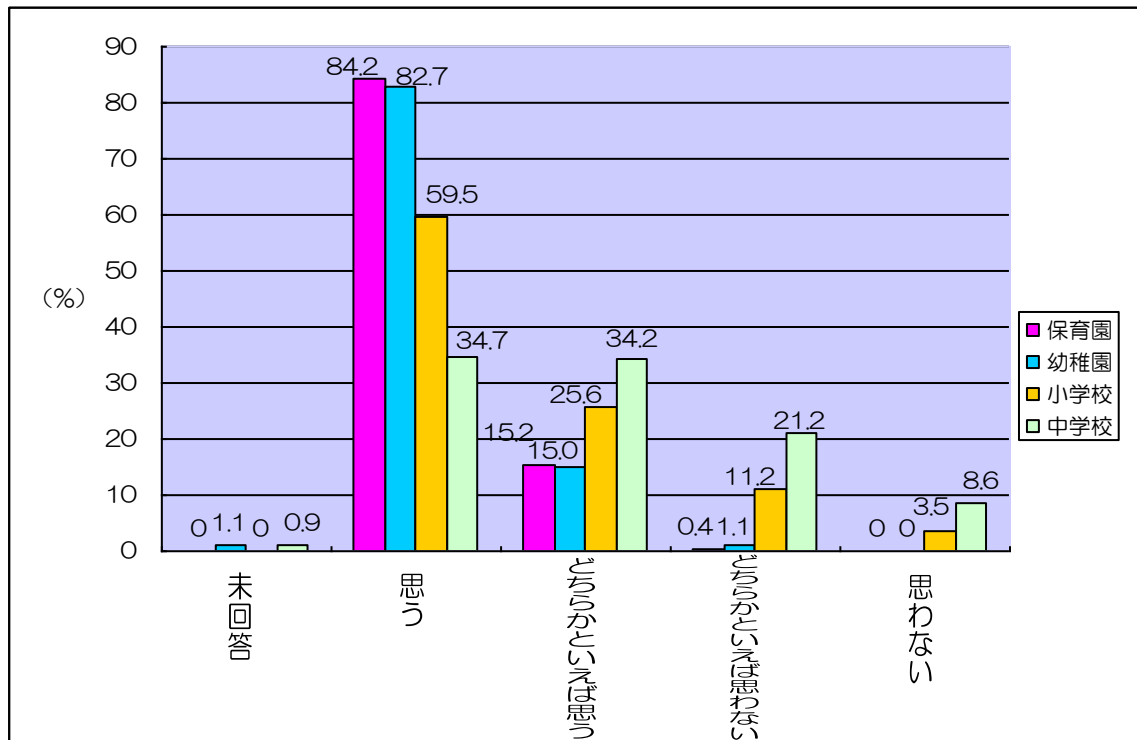
問3 (保・幼) 本を読むこと、または読み聞かせの時間は1日どれくらいですか？
 (小・中) 1日に本を読む時間はどれくらいですか？



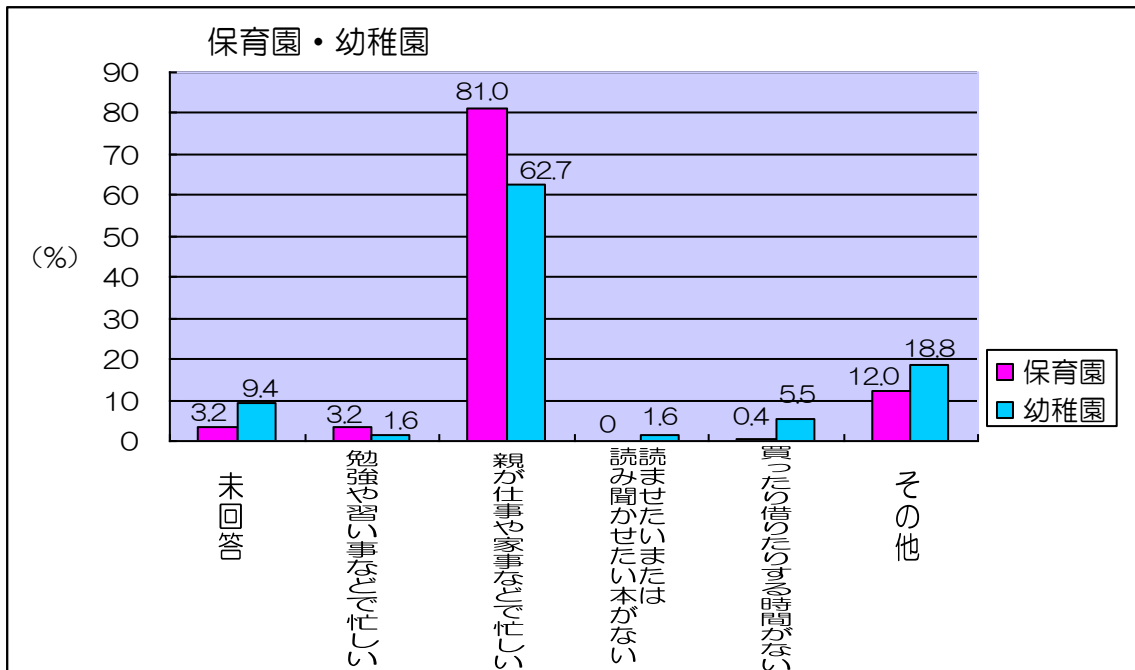
問4 (保・幼) 本を読むこと、または読み聞かせの数は1か月に何冊ですか？
 (小・中) 1か月に何冊本を読みますか？



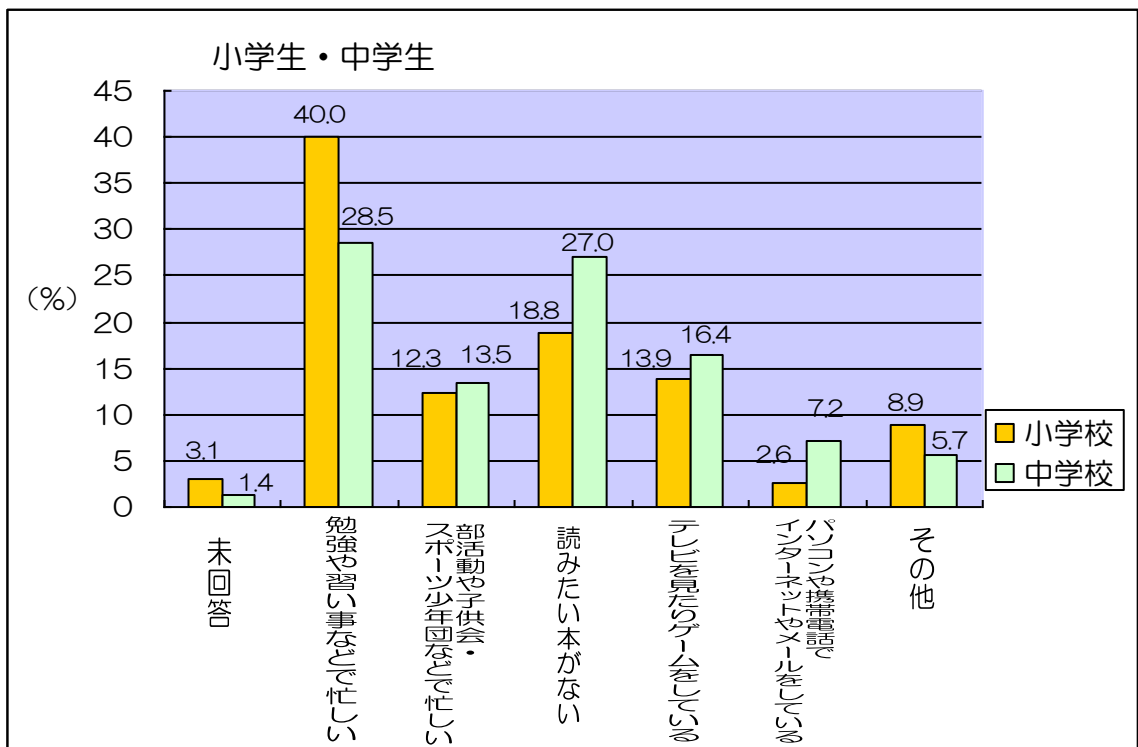
問5 (保・幼) もっと本を読ませたい、または読み聞かせたいと思いますか？
 (小・中) もっと本を読みたいと思いますか？



問6 (保・幼)本が読めなかったり、読み聞かせできなかったりする理由はなんですか？
 (小・中)思うように読めなかったり、読まなかったりする理由はなんですか？

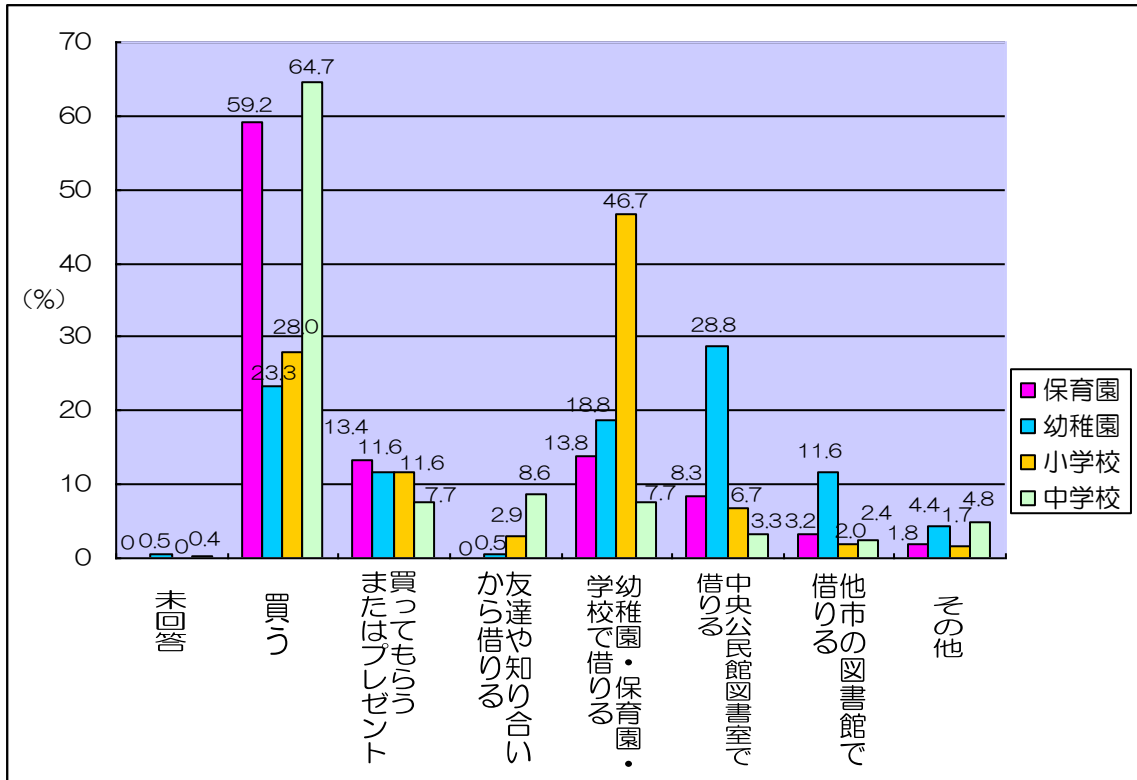


その他の内容 外で遊んだりして時間がない。子ども本人に関心がない。
 寝る前に読むことが多いので時間が限られる。など



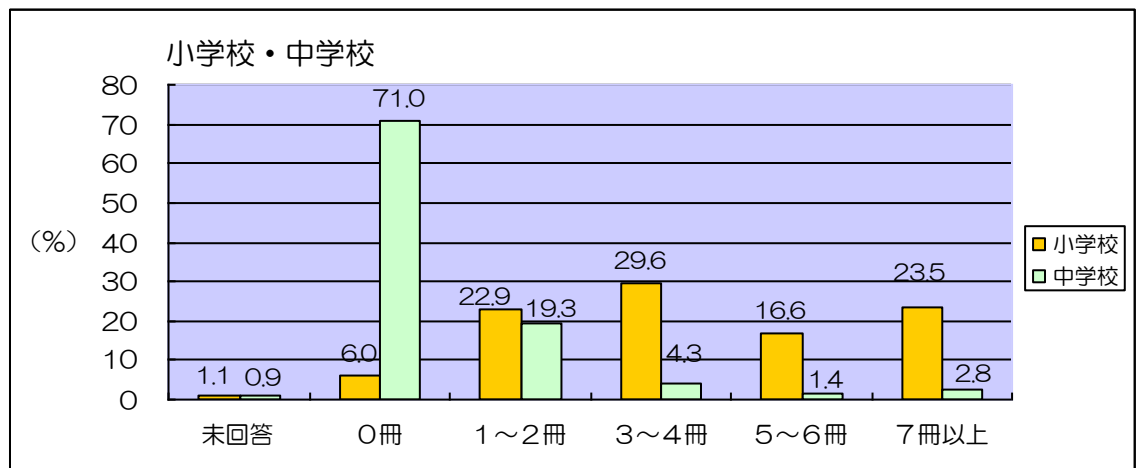
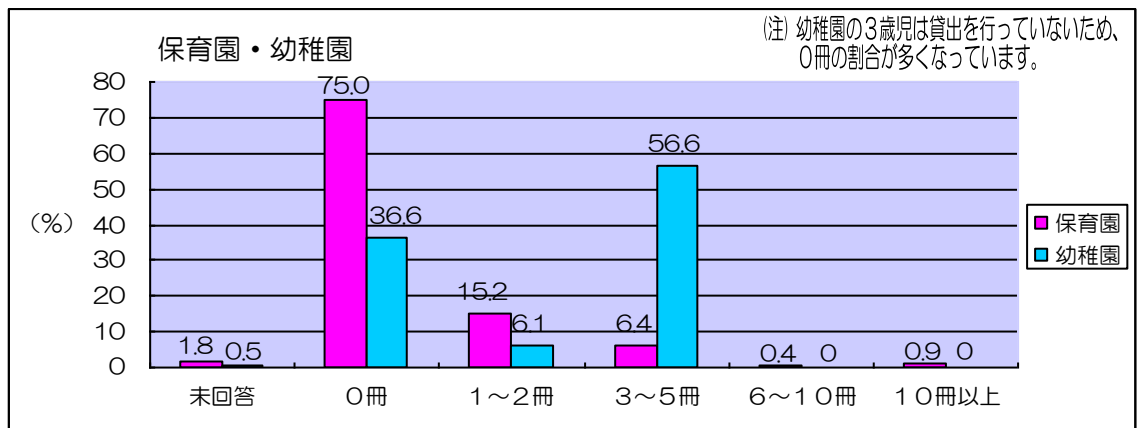
その他の内容 面倒くさい。お手伝いや下の子の面倒をみている。
 遊びに行っている。本屋や図書室にあまり行かないから。
 思うように読書できている。など

問7 本をどのようにして手に入れますか？

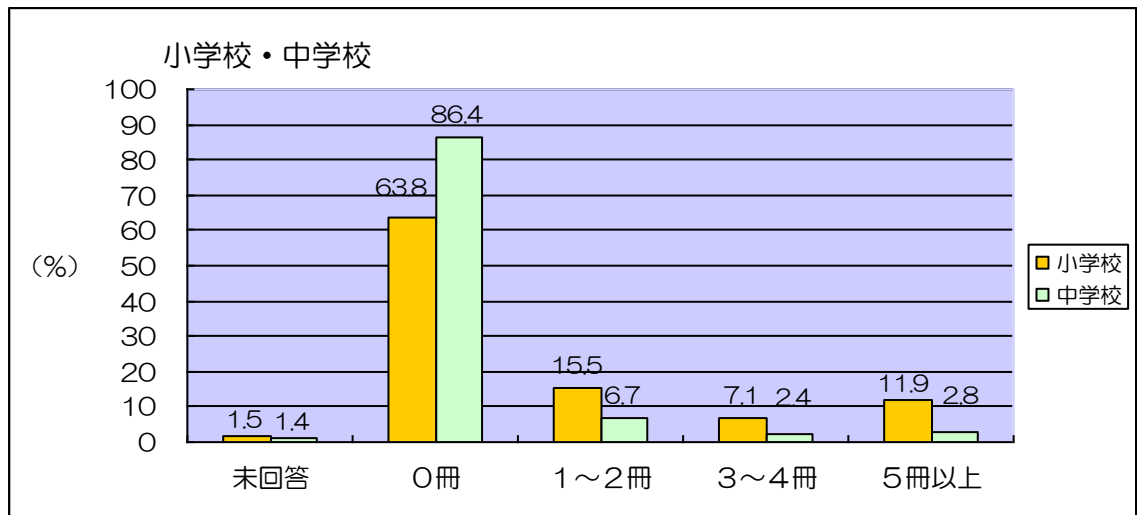
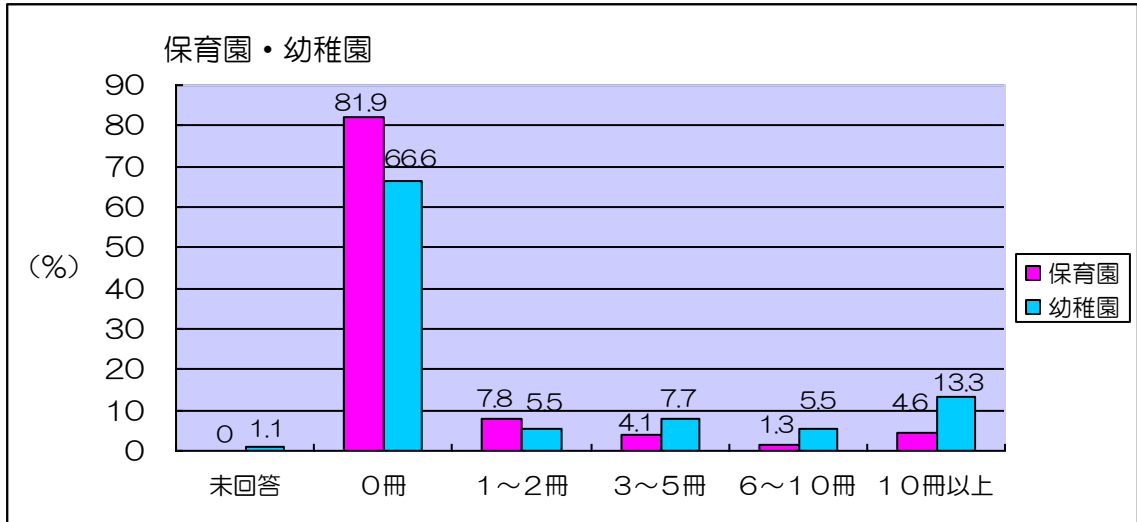


その他の内容 兄弟から借りる。お下がりをもらう。学級文庫で借りる。母親が子どもの頃に読んでいた本。など

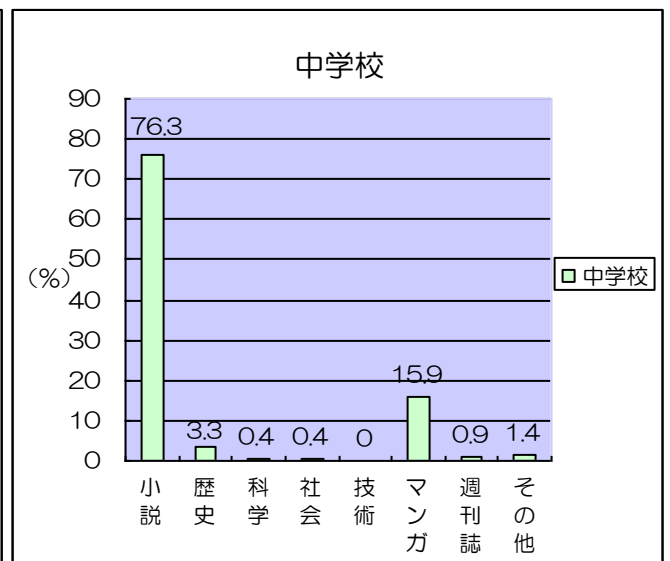
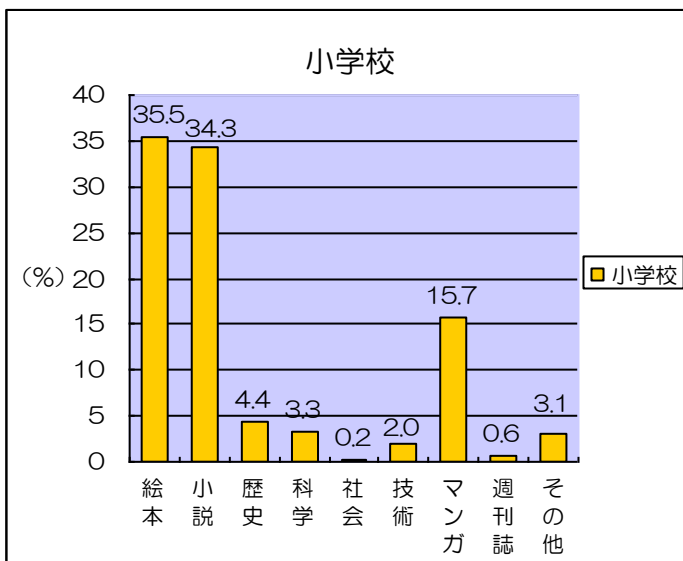
問8 (保・幼) 子どもの本を保育園・幼稚園から1か月に何冊借りますか？
(小・中) 学校から1か月に何冊本を借りますか？



問9 中央公民館図書室から1か月に何冊本を借りますか？



問10 (小・中) 主にどのようなものを多く読んでいますか？



函南町子ども読書活動推進計画策定会議委員名簿

敬称略・順不同

区 分	氏 名	備 考
教育長	鈴木 忠	
学識経験者	土屋 弘光	ファミリー読書教室講師
社会教育委員代表	森 多美子	社会教育委員兼公民館運営審議会委員
小学校代表	野田 孝敏	東小学校長
中学校代表	勝呂 信正	函南中学校長
学校図書館司書代表	向笠 永子	中学校図書館司書
町立幼稚園代表	森田 恵美子	間宮幼稚園長
町立保育園代表	井澤 智子	西部保育園副園長
私立保育園代表	遠藤 弥生	函南さくら保育園長
学校教育課	渡邊 衛	指導主事
健康づくり課	渡辺 麻理	健康づくり課長
公民館代表	高橋 宗弘	生涯学習課長兼中央公民館長

函南町子どもの読書活動推進計画
平成21年 3 月発行

編集・発行

函南町教育委員会

〒419-0192

田方郡函南町平井717番地の13